

事 務 連 絡  
平成 31 年 2 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度に係る依頼（作業依頼等）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、障害福祉サービス等情報公表制度の今後の予定及び作業依頼について、別紙のとおりお示しいたしますので、各都道府県等におかれては、当該内容をご了知の上、適正な事務処理をお願いします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課 評価・基準係

T E L : 03-5253-1111（内線）3036

独立行政法人福祉医療機構

E-mail : shofukukouhyo@wam.go.jp

## 障害福祉サービス等情報公表制度の運用に係る今後の予定等について

### 1. はじめに

- 障害福祉サービス等情報公表制度の運用に係る今後の予定及び作業依頼については、以下のとおりです。

なお、下記2の(2)中核市への権限委譲に係る作業については、2月中旬頃、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）より、中核市が所在する（予定を含む）都道府県及び中核市宛に事業者の障害福祉サービス等情報を移管するために必要な作業依頼（権限を委譲する事業所の選定）メールを送付いたしますので、作業期限：3月7日（木）【厳守】までに機構にご登録をお願いします。

### 2. 平成30年度中の対応について

#### (1) 各自治体の取組状況について

- 平成31（2019）年1月現在、10万を超える事業所が、情報公表システムを通じて報告・公表を行っている一方で、報告未実施の事業所が一部見受けられます。情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するため、障害者総合支援法等の改正により創設されたものであり、事業者は、都道府県等に対して障害福祉サービスの内容等を報告するとともに、都道府県等は、事業者から報告された内容を公表する義務があります。

つきましては、各自治体の本取組状況について、適宜、「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録状況をメールにてお知らせしておりますので、取組の参考としてください。

また、障害保健福祉関係主管課長会議において、各自治体の本取組状況に係る資料を掲載することを検討しておりますので、全事業者の障害福祉サービス等情報を適切に公表できるよう、計画的な対応をお願いします。

#### (2) 中核市への権限委譲に係る作業

- 平成29年4月に成立した「第7次地方分権一括法（平成29年法律第25号）」により、指定通所支援（共生型通所支援を含む。）（※）の指定権限が、都道府県知事から中核市長に移譲（平成31（2019）年4月1日に施行）される予定です。

また、平成31（2019）年4月より、4市（山形市、福井市、甲府市、寝屋川市）が、一般市から中核市に移行することに伴い、4府県（山形県、福井県、山梨県、大阪府）の指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）を除く指定権限についても、都道府県知事から中核市長に移譲（平成31（2019）年4月1日施行）される予定です。

これらに関連して、情報公表制度においても、現在、都道府県が所管する事業者の障害福祉サービス等情報を中核市に移行する必要があることから、上述のとおり、後日、機構から必要な作業依頼メールを送付いたしますので、作業期限までに適切な対応をお願いします。

(※) 指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

### (3) 情報公表システムの公表情報に係るデータ保存について

- 情報公表制度は、年に一度、事業者が報告した障害福祉サービス等情報を都道府県等が公表することとしていますが、情報公表システムは、公表情報が更新された際、上書き保存する仕組みとなっていることから、前回、事業者から報告された時点の情報を保存することが困難となります。

つきましては、報告年度ごとに事業者の障害福祉サービス等情報を適切に保存いただくよう、当該情報の保存方法について、追って、機構から通知いたしますのでご注意ください。

### (4) 情報公表制度の運用通知の改正予定について

- 情報公表制度の具体的な取扱いについては、現在、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（障障発 0423 第 1 号）においてその運用を行っているところですが、今後、当該通知について、所要の改正を行う予定であることに伴い、各自治体の実施要綱についても改正する必要がありますので、ご注意ください。（改正内容については、追って通知予定。）

## 3. 平成 31（2019）年度の対応について

### (1) 情報公表システムの改修予定について

- 平成 31（2019）年度中、情報公表システムについて以下の改修を行う予定です。

なお、本改修については、平成 31（2019）年度予算政府案の成立が前提となるのでご注意ください。

- ・ 平成 30 年 9 月 6 日（木）付け事務連絡「障害福祉サービス等情報公表システムの次年度改修について（作業依頼）」における各自治体の任意設定を行う設問等に係るご意見を踏まえ、自治体独自項目の機能追加を行うための改修

※ 来年度以降、各自治体の実施要綱の改正により、年度途中における追加報告又は次年度以降において報告を求めることを想定